

火薬類取締法施行取扱規程

(昭和41年12月21日)
(栃木県警察本部訓令第17号)

(趣旨)

第一条 この規程は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「政令」という。)及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受、輸入及び消費に関する総理府令(昭和四十一年総理府令第四十六号。以下「府令」という。)に基づき必要な事項を定めるものとする。

(譲渡の許可)

第二条 警察署長(以下「署長」という。)は、府令第二条の規定による猟銃用火薬類譲渡許可申請書(以下「譲渡許可申請書」という。)を受理したときは、記載事項を確かめ、許可上支障がないと認めたものについては猟銃用火薬類等譲渡許可証(以下「譲渡許可証」という。)を交付しなければならない。

2 前項によつて譲渡許可証を交付するときは暦年別に一連番号とし、有効期間は、譲渡許可申請書記載の期間に基づき一年以内で必要と認める期間とする。

3 第一項によつて許可したときは、譲渡許可申請書を猟銃用火薬類等譲渡許可台帳(以下「譲渡許可台帳」という。)として、編てつ保存しなければならない。

(譲受けの許可)

第三条 署長は、府令第三条の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請書を受理したときは記載事項を確かめ、次の事項を審査して許可上支障がないと認めたものについては、猟銃用火薬類等譲受許可証(以下「譲受許可証」という。)を交付しなければならない。

一 府令第三条第二項の規定によつて提示された銃砲所持許可証、銃砲登録証、狩猟免状又は鳥獣捕獲許可証は正しいか。

二 譲受けは申請の目的に供するもので、かつ、所持許可の銃砲に適合する実包又は空包であるか。

2 前項によつて譲受許可証を交付するときは暦年別に一連番号とし、有効期間は譲受許可申請書記載の期間に基づき一年以内で必要と認める期間とする。

3 第一項によつて許可するときに条件を付する場合は、譲受許可証の下部欄外に事実を朱書しなければならない。

4 第一項によつて許可したときは、譲受許可申請書を、猟銃用火薬類等譲受許可台帳として編てつ保存しなければならない。

(譲渡(受)許可証の書換え)

第四条 署長は、府令第六条の規定による猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証書換申請書を受理したときは、事実を確かめ、許可証の記載事項の変更部分を書き換えて交付しなければならない。

2 前項によつて許可証を交付したときは、譲受許可台帳に書き換えた事項を記入しなければならない。

(譲渡(受)許可証の再交付)

第五条 署長は、府令第七条の規定による猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証再交付申請書を受理したときは、事実を確かめ、新たに許可証を作成し、譲渡許可台帳又は譲受許可台帳に許可年月日、許可番号を記入し、再交付の旨を朱書して交付しなければならない。

2 前項によつて許可証を再交付したときは、譲渡許可台帳又は譲受許可台帳にその旨を記入しなければならない。

(輸入の許可)

第六条 署長は、府令第九条の規定による猟銃用火薬類等輸入許可申請書を受理したときは、第三条第一項に準じ確認のうえ、支障がないと認めたものについては、申請書の一通に許可

する旨の記載をして交付し、一通は火薬類等輸入許可台帳(以下「輸入許可台帳」という。)として編てつ保存しなければならない。

(輸入許可書の記載事項の変更)

第七条 署長は、府令第九条第四項の規定による猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届を受理したときは、事実を確かめ、許可書の記載事項を書き換えて交付しなければならない。

(輸入の届出)

第八条 署長は、府令第十条の規定による猟銃用火薬類等輸入届を受理したときは、輸入許可台帳に編てつしておかなければならない。

(消費の許可)

第九条 署長は、府令第十一条の規定による猟銃用火薬類等消費許可申請書を受理したときは、第六条の規定を準用して処理しなければならない。

(許可証の返納)

第十条 署長は、譲渡(受)許可証の返納があつたときは、許可台帳を整理しておかなければならない。

(許可証用紙の受払い)

第十一条 署長は、譲渡許可証用紙又は譲受許可証用紙を別記様式第二号の猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証用紙受払簿により整理しておかなければならない。

(報告)

第十二条 署長は、その月における許可証等の交付件数を別記様式第一号により、翌月五日までに警察本部長に報告しなければならない。